

○ 盛岡市アイスリンク(盛岡市アイスリンク条例)

ア 一般利用の場合の利用料

区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
普通利用（1回につき）		600円	300円	200円
回数利用（6回につき）		3,000円	1,500円	1,000円
定期利用（6月につき）	競技関係者	12,000円	7,200円	4,800円
	その他の者	24,000円	14,400円	9,600円
定期利用（1年につき）	競技関係者	21,600円	12,900円	8,600円
	その他の者	43,200円	25,800円	17,200円

備考

「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をいう。

イ 貸切利用の場合の利用料

区分		午前零時から午前6時 まで及び午後5時から 午後12時まで	午前6時から午後1時 まで	午後1時から午後5時 まで
アマチュアスポーツに 利用する場合	土曜日及び休日 (1時間までごとに)	13,920円	13,400円	13,650円
	その他の日 (1時間までごとに)	10,750円	10,250円	10,500円
その他の催しに利用す る場合	土曜日及び休日 (1時間までごとに)	55,650円	53,550円	54,600円
	その他の日 (1時間までごとに)	43,050円	40,950円	42,000円

備考

- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
- 利用時間が1時間に満たない場合の利用料の額は、その利用時間30分までごとに、当該利用時間区分の利用料の額の5割に相当する額とする。
- 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の利用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 専ら準備又は撤去のために利用する場合の利用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 機械又は器具を設置して電気を利用する場合（盛岡市アイスリンク条例第8条第2項の附属の設備を利用して電気を利用する場合を除く。）の利用料の額は、この表により算定した額に実費の範

圏内で市長が定める額を加算した額とする。

6 この表により算定した利用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ウ カーリングシートの利用料

区分	一般	高等学校生徒, 中学校生徒及び小学校児童
料金を徴収しない場合 (1シートにつき1時間までごとに)	1,500 円	750 円
料金を徴収する場合 (1シートにつき1時間までごとに)	2,250 円	1,120 円

備考

「料金を徴収する場合」とは、利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

エ 附属の施設の利用料

区分		単位	金額
第1会議室	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間までごとに	250 円
	その他の催しに利用する場合	1時間までごとに	500 円
第2会議室	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間までごとに	200 円
	その他の催しに利用する場合	1時間までごとに	400 円
第1選手控室		1時間までごとに	150 円
第2選手控室		1時間までごとに	150 円
第3選手控室		1時間までごとに	150 円
第4選手控室		1時間までごとに	150 円

オ 附属の設備の利用料

区分		単位	金額
音響設備		1式	1時間までごとに 300 円
スポーツ設備	スケート靴	1足	1回につき 300 円
	電光表示盤	1式	1時間までごとに 500 円
	アイスホッケー用ゴール	1組	1時間までごとに 50 円
	カーリング用具 (ブラシ, シューズ及びスライダーをいう。)	1式	1時間までごとに 100 円
	カーリング用計時装置	1式	1時間までごとに 500 円